

# 12月定例議会の概要

物価高騰の影響による学校給食の食材費の増額をはじめとした  
令和7年度鈴鹿市一般会計補正予算(第2号)など17議案を可決

**12** 月定例議会を、11月25日から12月22日までの28日間の期間で開催しました。

まず、初日の11月25日には、市長から「令和7年度鈴鹿市一般会計補正予算(第2号)」など16件の議案が提出され、提案説明が行われました。

12月3日には、提出議案に対する質疑に引き続き、3日、4日、5日および8日には、17名の議員が一般質問を行いました。

8日には、議案16件を各委員会に付託し、11日、12日および17日に、各委員会で付託議案の審査などを行いました。

最終日の22日には、総務、文教環境、地域福祉、産業建設および予算決算委員会委員長から付託議案について審査結果の報告があり、4名の議員が討論を行った後、採決の結果、議案16件はいずれも可決しました。

続いて、市長から「令和7年度鈴鹿市一般会計補正予算(第3号)」の議案1件が追加提出され、提案説明の後、質疑はなく、委員会への付託を省略し、採決の結果、可決しました。

最後に、2月19日までを休会とすることを決定し、散会しました。



## 各委員会での主な議案審査状況

### 総務委員会



12月12日

議案第79号 鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

#### 近年のサウナブームや相次ぐ林野火災への対応を整備

**【概要】** 本条例が準拠している総務省令などの一部改正に伴い、簡易サウナ設備に関する基準を定めるほか、林野火災に関する注意報および警報の発令などに関する規定整備を行おうとするもの。

**質疑** 一般家庭で、たき火は基本的に認められていないと思うが、野焼きは可能で、町でのたき火はできないという理解でよいか。

**答弁** 原則、屋外での焼却行為は県の条例で禁止されており、たき火も含まれる。一部例外として、農業に伴う野焼きや慣習的な宗教行事などでの焼却行為、調理器具を用いた簡易的なバーベキューなどの焼却は認められている。

**質疑** 鈴鹿市火災予防条例に、罰則規定はあるのか。

**答弁** 今回、新たに設ける林野火災注意報は、努力義務であり、林野火災警報ならびに従前どおりの火災警報には、鈴鹿市の火災予防条例での罰則はない。ただし、火災に関する警報という形で、消防法で罰則規定が設けられている。